

京都市告示第 32 号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第1条第9項及び第10項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第4条の規定に基づき、次のとおり休所日を変更します。

令和7年4月1日

京都市長 松井 孝治

1 施設概要

(1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペース）（愛称：なないろ）

(2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目 65 番地

(3) 実施事業

条例第2条第1号に規定する事業

2 変更部分

条例第4条に掲げる休所日の部分

3 変更内容

土曜日を開所する

4 変更期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）